

旭区役所福祉課（地域福祉・介護保険）における 補助作業に従事する会計年度任用職員募集要項

1 募集人数

3名

2 業務内容

旭区保健福祉センター（旭区役所福祉課及び保健子育て課）における一般事務に関する事務補助

- ・ 敬老優待乗車証交付事務にかかる各種申請書類の整理やＩＣカード内残額確認業務等にかかる事務補助
- ・ 介護保険料減免申請や負担限度額認定申請にかかる書類点検・整理等の事務補助
- ・ 児童手当、児童扶養手当、特別障がい者手当等の各現況届等にかかる送付データ整理や申請勧奨の発送準備、返戻・再発送処理等の事務補助

3 応募資格

（１）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない方

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（２）採用日において過去 1 ヶ月以内に本市で雇用されていない方

- ・ 以上（１）、（２）の応募資格を満たす者がこの試験を受けることができます。
- ・ 年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。
（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

（１）区分【Ａ】

令和7年6月2日（月曜日）から令和7年7月31日（木曜日）まで

（２）区分【Ｂ】

令和7年7月1日（火曜日）から令和7年7月31日（木曜日）まで

（３）区分【Ｃ】

令和7年7月1日（火曜日）から令和7年8月29日（金曜日）まで

５ 勤務条件等

（１）勤務時間・日数

ア 区分【Ａ】

午前9時45分から午後4時30分まで（休憩45分）

週5日30時間

イ 区分【Ｂ】

午前9時45分から午後4時30分まで（休憩45分）

週4日24時間

ウ 区分【Ｃ】

午前9時00分から午後5時15分まで（休憩45分）

週4日30時間

（２）休日

ア 区分【Ａ】

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

イ 区分【Ｂ】

水曜日、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

ウ 区分【Ｃ】

水曜日、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）（ただし、令和7年7月2日（水）、23日（水）、8月13日（水）は勤務日とする）

（３）勤務場所

大阪市旭区大宮 1－1－17

旭区役所 2階 福祉課（地域福祉・介護保険）

（４）報酬等

報酬（日額）

- ・【A】日額 7,853 円
- ・【B】日額 7,853 円
- ・【C】日額 9,813 円

※上記の他に通勤手当が支給されます。

※月末締め、本人名義の口座に翌月 17 日に振り込みます。（支給日の基準は「給料等の支給に関する規則」に準ずる。）

※上記報酬等は募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

（５）社会保険

雇用保険のみ適用

（６）服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

（７）その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法等

口述（面接）試験（試験時間 10 分程度）

※口述試験（300 点満点）を実施のうえ、得点が一定点数以上の者を合格とします。ただし、一定の基準に達していない場合は不合格となります。

7 選考日時及び選考会場

（１）日 時 令和 7 年 5 月 22 日（木曜日）午前 10 時 00 分開始（午前 9 時 45 分集合）

（２）集合場所 旭区役所 1 階 第 7 会議室

（３）選考会場 旭区役所 1 階 旭まちづくりサロン

※集合場所及び選考会場が変更となる場合は、受験者本人あてにお知らせします。

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 提出書類等

ア 会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3ヵ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

イ 申し立て書 1通

※本市所定の様式に氏名、住所及び生年月日を記入して提出してください。

ウ 「受験票」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

- ・採用申込書及び申し立て書は、大阪市旭区役所ホームページからダウンロードし取得していただくことができます。

(2) 採用申込書の受付期間等

ア 持参する場合

(ア) 申込み期間

令和7年5月14日（水曜日）まで

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）

午前9時から午後5時30分まで

(イ) 申込書受付場所

〒535-8501 大阪市旭区大宮 1-1-17

旭区役所福祉課（地域福祉）（2階28番窓口）

イ 郵便等で送付する場合

(ア) 申込み期間

令和7年5月14日（水曜日）まで（当日必着）

※「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

(イ) 申込書送付先

〒535-8501 大阪市旭区大宮 1-1-17

旭区役所福祉課（地域福祉）（2階28番窓口）

(3) 受験票の送付

試験の時間等の詳細については、電話及び令和7年5月16日（金曜日）までに郵便にて発送する受験票により受験者本人あてに通知します。

なお、令和7年5月21日（水曜日）午後1時までに受験票が届かない場合は同日午後5時までに下記10の問合せ先へ連絡してください。

(4) 結果の発表

選考結果については、受験者本人あてに送付します。

合格者は「採用候補者名簿」に試験結果の成績順で登録し、上位者より採用内定とします。なお、採用決定（任用）するにあたり、当該名簿に登録された採用候補者に事前に連絡を行いますが、当該名簿の登録期間は、名簿登録後から採用区分ごとの任用期間最終日までとなります。

合格後、あるいは「採用候補者登録名簿」に登録後、受験資格がないこと、あるいは申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格及び登録を取り消します。

9 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

10 問合せ先

旭区役所福祉課（地域福祉）

〒535-8501 大阪市旭区大宮 1－1－17

電話：06-6957-9857 ファックス：06-6954-9183

（担当：山口、板橋）